

2017(H29)年度

# 学校事務現状報告会

## 資料集

日 程

12:45～ 13:00	受 付
13:00～ 13:10	開会行事(10分) ○開 会 ○会長あいさつ ○日程説明
13:10～ 14:05	実践報告(55分)  ○「鹿児島市の共同実施の現状について」 鹿児島地区:鹿児島市学校事務研究会  ○「学校集金の適正なあり方について」 ～学校集金等に関する市来地域の保護者の意識調査から～ 日置地区:いちき串木野市市来地区学校事務支援室
14:05～ 14:45	質疑応答(40分)
14:45～ 15:00	準 備(15分)
15:00～ 16:00	意見交換・分散会(60分)
16:00～ 16:10	準 備(10分)
16:10～ 16:25	全体会(15分)
16:25～ 16:30	閉会行事(5分) ○閉会のあいさつ ○閉 会

2017(H29)年8月10日(木)

鹿児島県教職員互助組合会館

鹿児島県公立小中学校事務職員協議会

(略称:県事協)

# 資 料 目 次

1. 「鹿児島市の共同実施の現状について」 . . . . 1  
鹿児島市学校事務研究会（鹿児島地区）
  
2. 「学校集金の適正なあり方について」 . . . . 14  
～学校集金等に関する市来地域の保護者の意識調査から～  
いちき串木野市市来地区学校事務支援室（日置地区）

## 鹿児島市の共同実施の現状について

2017.8.10

鹿児島市事務職員研究会

鹿児島市の共同実施は、別紙の「導入に至るまでの経緯」の通り、平成26年4月から始まり、今年度で4年目を迎えております。導入の際、鹿児島市の研究団体（市事務研究会・市事務委員会）の連合組織である鹿児島市小中学校事務職員協議会で事務職員間・市教委とも精力的に協議を重ねて、ガイドラインを作成し共同実施が始まりましたが、その後は市小中学校事務職員協議会が特に方向を示すことなく、現在に至っています。

これまで、市事務職員協議会研修会の中では、鹿児島市全体で、共同実施連絡協議会を実施して欲しいという意見が出されたり、鹿児島市に転入してきた事務職員やもともと市内にいる職員からも、伺い(起案書)の様式を統一して欲しいという意見も聞いたりしました。導入の時に決めた「専決権の留保」についても全く支援室毎の判断に任されて、現在に至っています。（特に、調査もしていません）

このように鹿児島市の共同実施は、良くも悪くも、全く各支援室毎の自主性・判断で運営されてきているのが実状です。

鹿児島市の共同実施の特徴としては、年齢的に高齢（経験者）が多い。再任用者の比率も高い。

支援室によっては、補職名でいえば、全員「主幹」以上といった支援室もあつたりしました。

当然そこで、経験の浅い事務職員に向けた事務支援といった業務もほとんど行われていません。

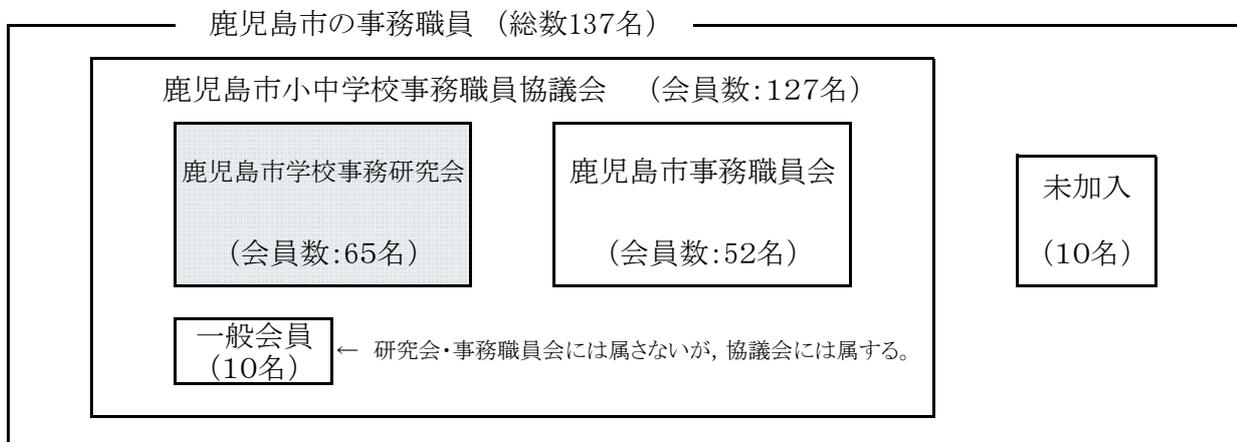
また、支援室を構成する学校の職員数・児童生徒数も多く、当然、各手当の認定件数もかなり多いです（別紙資料参照）。

このような現状で、他地区からの転入者が増えてくる中で、過去の経緯をほとんど知らない事務職員に対して、どのように共同実施に対する意識を共有して（市事務職員協議会研修の場を活用して）いったら良いのか？といったことが、今後の課題と思われれます。

◇ 鹿児島市の事務職員の配置状況（鹿児島市事務職員総数137名）

	学 校 数	事務職員数	複数配置校	小中兼務校
小学校	79校(内1校休校中)	91名	15校	3校（錫山・東桜島・黒神）
中学校	39校	46名	8校	※東桜島小・黒神小は教頭が兼務。

※ 鹿児島市には、「学校事務研究会」と「事務職員会」という2つの研究団体が存在し、両会で「協議会」を構成して、連携をはかっています。



◇ 鹿児島市学校事務研究会の概況

1. 鹿児島市学校事務研究会とは

鹿児島市に勤務する事務職員によって組織され、『共同実施』導入後の鹿児島市としての『学校事務支援組織』のあり方についての研究及び社会的地位の向上と会員同士の親睦・厚生を図ることを目的とし、研修を行う団体。

2. 研究主題

鹿児島市学校事務研究会として学校事務を法的に研究し、学校事務職員の標準職務について検討を進めながら、学校事務職員としての専門性を高め、資質の向上を図る。また、正確な認定事務を行うための手だてや「共同実施」の導入後の鹿児島市としての「学校事務支援組織」のあり方についての研究を進める。

3. 研修体制

年度に7回の全体会を行っている。また、鹿児島市を6つの地域に区分し、近隣の学校で6つのグループを作り、年度に3回のグループ別研修会も行っている。全体会を研修・調査研究・広報渉外・福利厚生の4専門部で構成し、各グループをローテーションで、年度毎に各専門部に振り分けて活動している。

研修部	中央・桜島

調査研究部	吉田・吉野
	喜入・谷山
	鴨池・紫原

広報渉外部	伊敷・郡山

福利厚生部	谷山北・松元

4. 研修会開催回数

全体研修会 年度 7 回  
 グループ別研修会 年度 3 回

5. 研究会作成資料等

手引き  
 ①市費予算事務手引き  
 ②私費職員に関する手引き  
 ③学校事務の手引き

平成29年度 鹿児島市 支援室一覧 (21グループ)

支援室	支援室内総数			支援室内学校名										☆	拠点校					
	学級数	職員数	在籍数												室長					
1	50	127	754	4	13	25	9	28	222	7	18	66	8	16	125	8	17	67	18	牟礼岡小学校
				9	20	205	5	15	44	8	15	77	4	12	29	10	21	238		本名小学校
2	56	139	818	5	16	109	9	21	199	8	15	77	4	12	29	10	21	238	17	河頭中学校
				5	17	30	8	19	65	7	18	71	8	12	29	10	21	238		犬迫小学校
3	135	258	3843	26	61	915	14	34	429	40	72	1109	38	61	1000	17	30	390	32	吉野中学校
				8	17	30	14	34	429	40	72	1109	38	61	1000	17	30	390		大明丘小学校
4	108	229	2931	15	42	399	11	31	341	9	24	356	17	33	382	23	40	604	32	大龍小学校
				17	32	439	16	27	410	16	27	410	16	27	410	16	27	410		玉龍中学校
5	64	159	1517	10	27	264	10	29	241	12	27	257	14	34	331	18	42	424	31	松原小学校
				5	17	30	10	29	241	12	27	257	14	34	331	18	42	424		松原小学校
6	62	150	1625	11	29	316	9	31	236	13	32	358	12	26	271	17	32	444	30	武岡中学校
				5	17	30	9	31	236	13	32	358	12	26	271	17	32	444		武岡中学校
7	142	280	4161	22	49	736	21	53	690	18	37	493	24	41	583	27	47	808	31	草牟田小学校
				9	30	53	21	53	690	18	37	493	24	41	583	27	47	808		城西中学校
8	98	198	2686	11	31	345	15	33	482	26	45	621	20	41	502	26	48	736	39	西陵中学校
				5	17	30	15	33	482	26	45	621	20	41	502	26	48	736		西陵中学校
9	93	204	2477	14	37	394	12	28	358	27	49	730	10	25	234	16	32	352	34	八幡小学校
				6	14	33	12	28	358	27	49	730	10	25	234	16	32	352		八幡小学校
10	145	278	4004	23	56	672	16	44	538	26	49	682	24	37	637	33	55	878	30	紫原小学校
				9	23	37	16	44	538	26	49	682	24	37	637	33	55	878		向陽小学校
11	108	227	2799	13	37	443	15	37	444	24	43	559	16	33	364	17	35	475	32	鴨池小学校
				7	23	42	15	37	444	24	43	559	16	33	364	17	35	475		宇宿小学校
12	124	247	3167	14	38	403	18	42	537	18	36	439	22	37	574	25	48	606	30	伊敷小学校
				8	12	23	18	42	537	18	36	439	22	37	574	25	48	606		川上小学校
13	32	109	259	5	20	68	5	20	28	2	11	4	8	22	86	4	13	28	21	桜島中学校
				5	5	13	5	20	28	2	11	4	8	22	86	4	13	28		桜峰小学校
14	78	157	1937	17	42	531	19	34	482	18	32	460	7	15	65	17	34	399	31	春山小学校
				5	17	42	19	34	482	18	32	460	7	15	65	17	34	399		春山小学校
15	96	193	2800	28	70	914	37	68	986	31	55	900							32	谷山小学校
				6	28	70	37	68	986	31	55	900								谷山中学校
16	85	161	2531	24	61	817	29	46	807	32	54	907							26	東谷山中学校
				6	24	61	29	46	807	32	54	907								東谷山中学校
17	81	158	2228	22	58	731	28	50	775	31	50	722							26	和田中学校
				6	22	58	28	50	775	31	50	722								和田小学校
18	64	139	1502	14	36	431	3	8	15	35	66	981	4	13	12	8	16	63	27	福平中学校
				5	14	36	3	8	15	35	66	981	4	13	12	8	16	63		福平中学校
19	119	239	3170	17	42	509	15	40	451	18	37	421	17	39	429	52	81	1360	39	谷山北中学校
				6	17	42	15	40	451	18	37	421	17	39	429	52	81	1360		中山小学校
20	103	203	2718	13	33	417	14	33	443	15	28	342	25	46	660	20	33	484	33	皇徳寺小学校
				6	13	33	14	33	443	15	28	342	25	46	660	20	33	484		星峯中学校
21	50	122	817	11	28	299	7	19	87	7	17	99	4	11	25	11	24	255	17	喜入中学校
				7	11	28	7	19	87	7	17	99	4	11	25	11	24	255		喜入中学校

※ ☆は、各支援室の事務職員1人あたりの負担する職員数。 は、複数配置校。太字斜体は兼務校。

総計	内訳	学級数		職員数		在籍数		学校数		事務職員数
		小	中	小	中	小	中	小	中	
		1893	1367	3977	2604	48744	32992	114	78	136
			526		1373		15752		39	
平均	小	学級数	17	職員数	33	在籍数	422	事務職員1人あたりの負担する職員数(全体平均)		29
	中	学級数	13	職員数	35	在籍数	403			

< 鹿児島市の「共同実施」導入に至るまでの経緯 >

H21.4.1	鹿児島県公立小中学校事務共同実施要綱施行		
6.23	H21年度 第1回共同実施検討委員会(初) <ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿児島市には2つの研修団体が存在しているため、協議会として一つにまとまって、自分たちで作り上げる「共同実施」の導入に向けてと組んでいくために、両団体から各6名を選出して「共同実施検討委員会」を設けることとなった。</li> <li>市協議会研修会後のロビーにて初顔合わせ。</li> <li>これ以降の検討委員会は、主に校区公民館等で午後18:30から3時間程度の会。</li> </ul>		
10.9	市教委主催研修会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「共同実施」についての質問を行う。</li> </ul>		
H22.1.19	協議会研修会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「共同実施」の必要性や考え方、支援室の体制等について、協議会の会員に検討委員会のメンバーが説明を行う。</li> </ul>		
2.3	H21年度 第3回検討委員会 ※第2回検討委員会は懇親会 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H23.4.1実施を目標とする。</li> <li>・ 支援室は19グループで。実施の際は、19グループ同時にスタート。</li> <li>・ 共同実施開始後も、事務職員会・研究会・協議会はなくなる。</li> <li>・ 規程案は、両会で協議して決定する。</li> </ul> </td> <td style="text-align: right;">etc</td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H23.4.1実施を目標とする。</li> <li>・ 支援室は19グループで。実施の際は、19グループ同時にスタート。</li> <li>・ 共同実施開始後も、事務職員会・研究会・協議会はなくなる。</li> <li>・ 規程案は、両会で協議して決定する。</li> </ul>	etc
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H23.4.1実施を目標とする。</li> <li>・ 支援室は19グループで。実施の際は、19グループ同時にスタート。</li> <li>・ 共同実施開始後も、事務職員会・研究会・協議会はなくなる。</li> <li>・ 規程案は、両会で協議して決定する。</li> </ul>	etc		
3.11	H21年度 第4回検討委員会 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務回数等は、グループに裁量を持たせた方がよい。</li> <li>[拠点校の決め方]</li> <li>・ 現在の執務条件(空き部屋、駐車スペース等)を考慮。</li> <li>・ 拠点校と室長配置校は別でもよい。</li> <li>・ 拠点校の校長が共同実施協議会会長。</li> </ul> </td> <td style="text-align: right;">etc</td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務回数等は、グループに裁量を持たせた方がよい。</li> <li>[拠点校の決め方]</li> <li>・ 現在の執務条件(空き部屋、駐車スペース等)を考慮。</li> <li>・ 拠点校と室長配置校は別でもよい。</li> <li>・ 拠点校の校長が共同実施協議会会長。</li> </ul>	etc
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務回数等は、グループに裁量を持たせた方がよい。</li> <li>[拠点校の決め方]</li> <li>・ 現在の執務条件(空き部屋、駐車スペース等)を考慮。</li> <li>・ 拠点校と室長配置校は別でもよい。</li> <li>・ 拠点校の校長が共同実施協議会会長。</li> </ul>	etc		
7.13	協議会研修会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 拠点校候補を決める(一部決まらず)。</li> </ul>		
9.15	H22年度 第1回検討委員会		
12.16	H22年度 第2回検討委員会 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規程等の確認(専決規程は事務職員会案、支援室規程は研究会案)。</li> </ul> </td> <td style="text-align: right;">etc</td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規程等の確認(専決規程は事務職員会案、支援室規程は研究会案)。</li> </ul>	etc
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規程等の確認(専決規程は事務職員会案、支援室規程は研究会案)。</li> </ul>	etc		
H23.1.12	協議会研修会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鹿児島市の「共同実施」導入の目的、支援室で行う業務の進め方等について、協議会の会員に検討委員会のメンバーが説明を行う。</li> </ul>		
2.8	H22年度 第3回検討委員会		
3.8	H22年度 第4回検討委員会(給与事務担当者会終了後に引き続いて開催) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 拠点校候補が決まっていないグループは話し合う。</li> <li>・ 転出入、協議会未加入もいるので、4月の市費予算説明会后、「鹿児島市の共同実施導入の目的」「支援室で行う業務の進め方」等について改めて説明を行う。</li> </ul> </td> <td style="text-align: right;">etc</td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 拠点校候補が決まっていないグループは話し合う。</li> <li>・ 転出入、協議会未加入もいるので、4月の市費予算説明会后、「鹿児島市の共同実施導入の目的」「支援室で行う業務の進め方」等について改めて説明を行う。</li> </ul>	etc
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 拠点校候補が決まっていないグループは話し合う。</li> <li>・ 転出入、協議会未加入もいるので、4月の市費予算説明会后、「鹿児島市の共同実施導入の目的」「支援室で行う業務の進め方」等について改めて説明を行う。</li> </ul>	etc		
5.9	H23年度 第1回検討委員会 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H24. 1. 1実施を目標。</li> <li>・ 一部先行ではなく、市内一斉スタート。</li> <li>・ 共同実施導入の目的、支援室で行う具体的業務の進め方。</li> <li>・ 室長が孤立してしまうことはよくない。室長を補佐することは必要。</li> </ul> </td> <td style="text-align: right;">etc</td> </tr> </table> <p>また、室長が権力を振りかざすようなことがあれば、共同実施の目的や理念はなくなる。上下関係を作らず、みんなで協議して進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H24. 1. 1実施を目標。</li> <li>・ 一部先行ではなく、市内一斉スタート。</li> <li>・ 共同実施導入の目的、支援室で行う具体的業務の進め方。</li> <li>・ 室長が孤立してしまうことはよくない。室長を補佐することは必要。</li> </ul>	etc
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H24. 1. 1実施を目標。</li> <li>・ 一部先行ではなく、市内一斉スタート。</li> <li>・ 共同実施導入の目的、支援室で行う具体的業務の進め方。</li> <li>・ 室長が孤立してしまうことはよくない。室長を補佐することは必要。</li> </ul>	etc		

5.30	H23年度 第2回検討委員会	
6.10	H23年度 第3回検討委員会	・協議会研修会に向けての資料等の確認。 etc
7.12	協議会研修会	・今まで(約2ヶ年分)の検討委員会の経過報告を行う。
8.1	H23年度 第4回検討委員会	
8.29	H23年度 第5回検討委員会	
H23.10.11	市教委との意見交換会	・参加メンバーは、検討委員会のメンバーが中心の計8名。 ・事務職員側の参加メンバーは、検討委員会を中心に計8名。 ・市教委は、22グループでシュミレーションしている。 etc
10.17	H23年度 第6回検討委員会	・H23.10.11の意見交換会の報告。 ・これまでの申し合わせ事項(ガイドライン)を両会作成する。 etc
11.14	H23年度 第7回検討委員会	・協議会の申し合わせ事項(ガイドライン)の検討。 etc
H24.1.16	H23年度 第8回検討委員会	・協議会の申し合わせ事項(ガイドライン)の検討。 etc
2.27	H23年度 第9回検討委員会	・協議会の申し合わせ事項(ガイドライン)の検討。 etc
3.9	H23年度 第10回検討委員会	・給与事務担当者会終了後30分程度。 ・協議会の申し合わせ事項(ガイドライン)の完成。 etc
3.29	事務職員会と研究会の両会長があいさつ回りを行う(教育事務所, 市教委)。	
7.25	H24年度 第1回検討委員会	
H25.8.29	共同実施ワーキンググループ会議(初)(市教委主催で共同実施検討委員との会議)	
9.10	共同実施ワーキンググループ会議②(市教委主催で共同実施検討委員との会議)	
9.25	第1回学校事務共同実施実行委員会	
10.2	共同実施ワーキンググループ会議③(市教委主催で共同実施検討委員との会議)	
10.9	研修会で市教委学務課から共同実施についての案が説明される。	
10.30	共同実施ワーキンググループ会議④(市教委主催で共同実施検討委員との会議)	
11.20	共同実施ワーキンググループ会議⑤(市教委主催で共同実施検討委員との会議)	
H26.1.31	市協議会研修会にて最終確認	
2.7	第2回学校事務共同実施実行委員会	
2~3月	共同実施準備会(各支援室ごと)	
4月	共同実施開始	

## 平成 29 年度 学校事務共同実施計画書

鹿 児 島 市 第 3 支 援 室

拠点校名 鹿 児 島 市 立 吉 野 中 学 校

室 長 池 田 隆 一 (大明丘小学校)

## 1 学校事務支援室の構成

学 校 名	事 務 職 員		
	職名	氏名	担当業務
大明丘小学校			室長 (諸手当認定, 業務の計画)
吉野東中学校			副室長 (協議会運営, 室長補佐)
吉野中学校			書記 (拠点校業務, 文書整理)
吉野中学校			書記 (拠点校業務, 文書発送)
吉野小学校			研修 (調査・研究, 相互チェック)
吉野小学校			研修 ( " , " )
吉野東小学校			渉外 (広報, 渉外, 支援室通信)
吉野東小学校			渉外 ( " , " )

## 2 学校事務支援室で取り組む業務の実施計画書

業 務 名	業務の目的(目標)	実 施 計 画
諸 手 当 認 定	適正な認定事務の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>各手当の審査・認定の迅速かつ計画的な実施</li> <li>各手当認定事例に関する情報収集</li> </ul>
相 互 チ ェ ッ ク	諸手当認定簿、実績手当簿と電算報告書との整合	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学校を訪問しての相互チェックの実施</li> <li>チェック内容、実施計画の策定</li> </ul>
研 修	事務職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例改正、事務処理要綱改訂等に対する共通理解</li> </ul>
教育支援的業務	教育活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育支援的業務に関する情報収集と共通理解</li> <li>教育支援的業務の計画の推進</li> </ul>
支 援 室 通 信	共同実施に関する理解と諸情報の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援室通信の内容検討</li> <li>支援室通信の年間3回発行</li> </ul>

3 年間計画表

月	実施内容	実施予定日	備考
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度当初の認定事務の計画、確認</li> <li>・年度当初の諸手当認定事務</li> <li>・共同実施業務の検討・確認</li> <li>・役割分担、年間計画の検討</li> </ul>	4月12日(水) 4月19日(水) 4月26日(水)	9:30～10:30 9:00～15:00 9:30～11:30
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校事務共同実施計画書の策定</li> <li>・共同実施協議会の計画</li> </ul>	5月10日(水)	※開催時間は基本的に9:30～11:30
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同実施協議会</li> <li>・学校事務共同実施計画書の決定</li> </ul>	5月24日(水)	
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援室通信の計画1</li> <li>・児童手当、特例給付現況確認事務</li> </ul>	6月28日(水)	
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援室通信の発行1</li> </ul>	7月19日(水)	
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育支援的業務の情報収集</li> </ul>	8月29日(火)	
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅費、市費事務に関する事務処理上の課題検討</li> </ul>	9月27日(水)	
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年末調整事務に関する課題検討</li> <li>・相互チェックに関する計画と内容の検討</li> </ul>	10月25日(水)	
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相互チェックの実施1</li> <li>・支援室通信の計画2</li> </ul>	11月22日(水)	吉野東小 学校
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相互チェックの実施2</li> <li>・支援室通信の発行2</li> </ul>	12月 6日(水)	大明丘小 学校
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相互チェックの実施3</li> </ul>	12月20日(水)	吉野東中 学校
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相互チェックの実施4</li> </ul>	1月10日(水)	吉野中 学校
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相互チェックの実施5と反省</li> <li>・支援室通信の計画3</li> </ul>	1月24日(水)	吉野小 学校
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度の共同実施に関する反省・総括</li> <li>・共同実施協議会の計画</li> </ul>	2月7日(水)	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同実施協議会</li> <li>・学校事務共同実施報告書の決定</li> </ul>	2月20日(火)	
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職権による児童手当・扶養手当認定事務</li> <li>・支援室通信発行3</li> </ul>	3月 7日(水)	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度末・年度始めの事務について</li> <li>・年度始めの共同実施業務の計画検討</li> </ul>	3月14日(水)	

相互チェックの日程及び点検方法

鹿児島市第3学校事務支援室

1 日程及び班分け

期 日	対象校	扶養・住居・通勤・児童・単身赴任各認定簿 電算報告書(実績報告書以外)	出勤簿, 超過勤務命令簿, 教員特殊業務確認簿 教育業務連絡指導手当実績簿, 実績報告書
11月22日(火) 9:30～	大明丘小学校	吉野中1名, 吉野小1名, 吉野東小1名	吉野東中, 吉野中1名, 吉野小1名
12月 7日(水) 9:00～	吉野東中学校	吉野中1名, 吉野小1名, 吉野東小1名	大明丘小, 吉野中1名, 吉野小1名, 吉野東小1名
12月20日(火) 9:00～	吉野中学校	大明丘小, 吉野小1名, 吉野東小1名	吉野東中, 吉野中1名, 吉野小1名, 吉野東小1名
1月11日(水) 9:30～	吉野小学校	吉野東中, 吉野中1名, 吉野東小1名	大明丘小, 吉野中1名, 吉野小1名, 吉野東小1名
1月25日(水) 9:30～	吉野東小学校	大明丘小, 吉野中1名, 吉野小1名	吉野東中, 吉野中1名, 吉野小1名, 吉野東小1名

2 準備する帳簿等

扶養手当認定簿, 住居手当認定簿, 通勤手当認定簿, 児童手当認定簿, 単身赴任手当認定簿  
出勤簿(原本及び前月までのコピー3部), 教育業務連絡指導手当実績簿, 教員特殊業務確認簿  
超過勤務命令簿, 電算報告書(実績報告書は原本に加え前月までのコピー3部)  
給与支給内訳書

3 その他

チェック対象は平成28年度4月から検査月の前月分までとする。  
実績報告書(原本)は他の電算報告書とは別にして(同一ファイルなら外して)おく。  
日程に不都合が出た場合は早急に室長に連絡する。  
欠員が出た場合は随時対応する。

平成28年度各手当の認定件数(取り消しを含む)

鹿児島市第3支援室

手当名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	H28.2	H28.3	計
通勤手当	61	3	1	1	3	3	1	1	1	5	0	1	81
住居手当	22	3	0	0	2	1	0	0	2	1	0	1	32
扶養手当	6	2	3	0	1	3	0	3	0	1	0	9	28
児童手当	1	1	44	0	2	1	0	2	0	1	0	10	62
単身赴任手当	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
計	93	9	48	1	8	8	1	6	3	8	0	21	206

※6月の児童手当は現況届審査を含む。

※3月の扶養手当・児童手当は職権による認定を含む。

### 平成29年度学校事務共同実施計画書

拠点校名 紫原小学校  
 室長 向陽小学校 児玉 耕一郎

#### 1 学校事務支援室の構成

学 校 名	事 務 職 員		
	職 名	氏 名	担 当 業 務
向陽小学校			室長 (諸手当認定, 他支援室との連携, 業務の総括)
紫原小学校			総務 (実施計画, 運営, 室長補佐)
広木小学校			総務 (実施計画, 運営, 室長補佐)
西紫原小学校			総務 (実施計画, 運営, 室長補佐)
西紫原小学校			研修 (調査研究, 資料情報収集, 支援室内研修)
紫原中学校			研修 (調査研究, 資料情報収集, 支援室内研修)
西紫原中学校			書記 (活動記録簿作成, 報告書作成等)
紫原小学校			書記 (活動記録簿作成, 報告書作成等)
紫原中学校			書記 (活動記録簿作成, 報告書作成等)

#### 2 学校事務支援室で取り組む業務の実施計画

業 務 名	業務の目的 (目標)	実 施 計 画
諸手当認定事務	正確かつ適正な認定事務の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>事実発生後の速やかな認定審査を行う。</li> <li>認定後, 適時状況確認を行う。</li> </ul>
手当認定に関する様式の整理	支援室における各種様式の統一をはかる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>改善すべき点の検討をすすめる。</li> </ul>
職員向け文書の作成	職員向けの説明・依頼文書を支援室で作成する事で, 中身の充実をはかり学校間の取組の平準化を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童手当現況届け, 依頼文書の作成。</li> <li>年末調整時の説明・申告書依頼文書の作成。</li> </ul>
支援室便りの発行	支援室内各校の職員に, 有効適切な情報提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>学期1回以上の発行をめざす。</li> <li>発行の時期・中身について検討を行う。</li> </ul>
事例・相互研修	疑問点を相互に出し合うことで, 課題の解決をはかる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学校の事例を出し合い共有化をはかる。</li> </ul>
定期監査に向けた県費事務相互点検	複数の目による, より正確な県費事務関係の書類点検を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期監査前に, 事務支援室内で給与・旅費等県費関係の書類を事務職員が相互に点検をする。</li> </ul>

3 年間計画表

月	実施計画	実施予定日	備考
4	新年度諸手当認定事務 新年度事務	平成29年4月12日 9:30~11:30	
		平成29年4月19日 9:30~11:30	
		平成29年4月26日 9:30~11:30	
5	年間実施計画確認（共同実施協議会）	平成29年5月10日 9:30~11:30	
	年間実施計画検討, 手当認定 （業務内容, 役割分担, 実施予定日）	平成29年5月31日 9:30~11:30	
6	新規手当認定事務 諸手当様式の検討 児童手当現況届確認	平成29年6月14日 9:30~11:30	
		平成29年6月28日 9:30~11:30	
7	新規手当認定事務 諸手当様式の検討 児童手当現況届確認	平成29年7月12日 9:30~11:30	
		平成29年7月26日 9:30~11:30	
8	新規手当認定事務 共同実施の課題に ついての検討	平成29年8月30日 9:30~11:30	
9	新規手当認定事務 共同実施のあり方検討	平成29年9月13日 9:30~11:30	
		平成29年9月27日 9:30~11:30	
10	新規手当認定事務 年末調整資料等準備	平成29年10月11日 9:30~11:30	
11	新規手当認定事務 年末調整関係書類確認（事例研修）	平成29年11月1日 9:30~11:30	
		平成29年11月29日 9:30~11:30	
12	新規手当認定事務 年末調整関係書類確認（事例研修）	平成29年12月13日 9:30~11:30	
1	新規手当認定事務 共同実施のまとめ	平成30年1月10日 9:30~11:30	
		平成30年1月31日 9:30~11:30	
2	新規手当認定事務 次年度共同実施計画書の確認 扶養手当年齢満了者確認	平成30年2月28日 9:30~11:30	
3	本年度の総括・反省, 次年度の計画 （共同実施協議会）	平成30年3月7日 9:30~10:45	
	新規手当認定事務 次年度共同実施計画書の確認 年度末・年度初め事務処理 他	平成30年3月7日 10:50~11:30	

平成28年度 第10学校事務支援室 認定件数

	扶養	住居	通勤	単赴	児童	合計
紫原小	6	4	10	1	12	33
広木小	10	3	1	2	12	28
向陽小	5	2	10	0	13	30
西紫原小	6	8	15	0	16	45
紫原中	6	5	11	0	20	42
西紫原中	8	6	12	1	9	36
	41	28	59	4	82	214

< 支援室(第4支援室) > ※参考

【学校規模等】

[平成26年度]

学校名	学級数	児童生徒数	非常勤員数	職員総数	勤務処理	備考
坂元小学校	17	449	23	32	出張	
坂元台小学校	17	388	25	29	別勤	
清水小学校	23	652	32	42	別勤	
大龍小学校	16	382	23	35		拠点校
坂元中学校	14	420	30	40	出張	
清水中学校	13	382	30	35	別勤	
玉龍中学校	9	358	20	25	別勤	室長
合計	109	3,031	183	238		

[平成27年度]

学校名	学級数	児童生徒数	非常勤員数	職員総数	勤務処理	備考
坂元小学校	17	450	25	33	出張	
坂元台小学校	16	393	24	28	別勤	
清水小学校	23	632	32	40	別勤	
大龍小学校	17	387	24	34		拠点校
坂元中学校	14	403	30	40	出張	
清水中学校	13	378	27	34	別勤	
玉龍中学校	9	358	20	25	別勤	室長
合計	109	3,001	182	234		

[平成28年度]

学校名	学級数	児童生徒数	非常勤員数	職員総数	勤務処理	備考
坂元小学校	16	435	24	32	出張	
坂元台小学校	16	391	23	27	別勤	
清水小学校	22	615	31	42	別勤	
大龍小学校	18	390	25	34		拠点校
坂元中学校	14	405	30	40	出張	
清水中学校	13	364	27	33	別勤	
玉龍中学校	9	360	20	24	別勤	室長
合計	108	2,960	180	232		

【開催回数】

※共同実施協議会(年度2回開催)を含む。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
26年度		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
27年度	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13
28年度	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13

【諸手当認定件数】

年度	26年度	27年度	28年度
扶養	4	24	14
住居	5	21	28
通勤	7	51	59
児童	5	19	17
単身赴任	0	2	3
合計	21	117	121

※26年度は、9月から専決開始。

【坂元中認定件数】

H28	通勤	住居	扶養	児童	単身	月計
4月	12	4	1	2	0	19
5月	0	0	0	0	0	0
6月	1	1	0	7	0	9
7月	1	1	0	0	0	2
8月	0	0	0	1	0	1
9月	0	0	0	0	0	0
10月	0	0	1	0	0	1
11月	1	0	0	1	0	2
12月	0	0	0	0	0	0
1月	0	0	0	0	0	0
2月	0	0	0	0	0	0
3月	1	1	5	3	0	10
計	16	7	7	14	0	44

学校集金の適正なあり方について  
～学校集金等に関する市来地域の保護者の意識調査から～

いちき串木野市では、平成22年10月から学校事務支援室がはじまりました。このときから市来地区学校事務支援室では、「学校を運営していくための費用について考えるとき、どこまで公費で負担すべきなのか、私費負担の範囲はどこまでなのかといった視点が重要である。」と考え、支援室の業務のひとつとして学校集金の適正なあり方について研修しています。

平成24年度からは毎年市内の各学校の担当者の理解と協力を得て、市内各小・中学校の「補助教材等学校納入金」等の状況を集約・分析し、公費負担と保護者負担の適正なあり方について研究・研修を進め、また、市内の各学校での保護者負担のあり方についての協議資料の一つとして活用されるように、市事務職員研修会において、その成果をお知らせしてきました。このことにより、市来地区だけでなく市内の各学校で、『保護者の負担軽減』や、それに関する論議に資することができたのではないかと思います。

平成28年度は、学校集金に関する保護者アンケートを実施し、学校集金の適正なあり方について研究・研修を行いました。その結果、学校として検討・論議すべきことや市来地区学校事務支援室で取り組むべき課題などが判ってきました。

経費の必要性を考えたり、保護者の経済的負担を軽減する方向性を探ったりする資料として、各学校で検討・論議したり、支援室での論議等にご活用いただければと思います。

また、地域ごとにそれぞれ事情等が異なることから、保護者の意向や思いに違いがあると思われます。各地で同様の調査がなされ、情報の共有ができればさらに良い保護者負担のあり方を探ることができるのではないのでしょうか。

## 1 保護者アンケート実施について

### (1) 市来地区学校事務共同実施協議会での提案

平成27年度末に反省をする中で、本支援室発足時からの活動の柱である「保護者負担の適正なあり方について」を次年度以降どのように進めていくかを論議した。「これまで、多くの保護者負担軽減の実践や論議されてきたが、これは学校側の都合や意向、特に私たち事務職員の側からの一方的な思いが強くなかったらどうか。」という反省から、平成28年度は、経費を負担してもらって保護者の学校集金に対する意向がどのようなものであるかを知り、その思い受け止め、その上にたった保護者負担のあり方に取り組むために、保護者アンケートに取り組もうということになった。

保護者アンケート実施に向けての協議をする中で、

- ・学校全体の協力が必要、校長の理解を得ておくべきである。
- ・保護者へ向けての文書の発出になることから、学校長の了承が必要である。
- ・この取り組みは、支援室としてのものである。

以上の3点等を考慮すると、事務共同実施協議会の場で協議すべきだということになった。

そこで、平成28年度当初の市来地区共同実施協議会において、「市来地区学校事務共同実施協議会資料」(資料2)を提出し、市来地区学校事務支援室の意向や、アンケート実施の趣旨及びアンケート調査の進め方について提案を行い、アンケート調査実施の了承を得た。

## (2) 保護者アンケート調査の実際

- ① アンケートの質問内容や文言等の支援室案や集計方法等について協議を進めた。
- ② 3校の校長にアンケート文書の支援室案を提示し、意見をもらいその成案を得た。(資料 3)
- ③ 各学校の職員会議等において、アンケート実施の趣旨や回収方法等について説明し、職員の協力を要請した。(資料 4)
- ④ 学校ごとにアンケートを回収し集計、その後3校分の集計を合算して結果を得た。  
(資料 5 集計の方法等, 資料 1-5以下 アンケート集計結果)
- ⑤ ④で得られた結果を分析し、その成果を各学校へ知らせ保護者負担の軽減やそれに向けた校内での検討・協議の資料としての活用をお願いした。(資料 1 職員研修資料)

## 2 アンケートの集計結果から判った学校で検討・論議すべきこと

アンケートの集計結果から、「何を読み取り、それをどのようにして職員へ伝えるのか。」について支援室内で、検討・論議した。そして、そこから、我々が読み取ったことは、「学校で集金しているお金を負担に感じている家庭が多く、また、その内容等についても、保護者がいろいろな思いを持っている。」ということであった。(集金時期を一定時期にとり、集金額の平準化、教具の使い回しができるようにできないか、標準服等が高いなど・・・)

そこで、子どもの貧困や家庭の年収に対する教育費の負担率、就学援助費の実態などの情報を集め集計結果を分析して得られたことや種々の情報等をまとめて、「市来地区教職員資料」を作成し、年末・年始の時期の職員会議等で説明をした。その要約が下記のものである。

### (1) 「学校は必要なものにしか支出させていない」という保護者の信用

回答のあった世帯のうち、4割が「生活が苦しくなっている。」との回答にもかかわらず、「子どもたちに必要なものであり、適当である」「負担を軽くしてほしいが、必要なものであればしかたがない」との回答が合わせて約9割であった。このことから、「学校が支出させているものは、学習や学校生活を送るうえで必要なものである。」と保護者が考えていることが推測される。

この様な保護者の信用に応えるためにも、「あったら便利」ではなく、「なくては困る」という視点を失ってはならないと考える。

### (2) 保護者が説明を求めていることを学校は説明しているだろうか。

保護者に対して説明する際、学校側にとっては自明のことであると考え、保護者が説明を求めていることに対して十分な説明がなされていないことがあるのではないかと。保護者と学校職員の情報の非対称性のためか、保護者が説明を求めていることと学校からの説明にずれが生じ、保護者の疑義や不満となっているのではないかとと思われるような事項も少なくない件数が見受けられた。

### (3) 業者の各種の注文書(実態はパンフレット)の内容を検討しているか。

「学校から配られる注文書の中身が年々グレードアップし、金額も高価になっている。」とか「おさがりを使用しているが、他の長子の子は、注文書で頼んだ物を使用しているので、年々グレードアップしていくと、かわいそうです。」という意見があった。

業者は需要の掘り起こしのため毎年様々な見直しをするので、商品は年々グレードアップしていくと考えられる。そのため、業者の各種の注文書について、「中身が必要以上のものではないか。」「バッグは華美でないか。」とか「購入先は他にはないか」などその内容等を全職員で検討する必要はないだろうか。

また、業者からの「注文書」を配布する際に、習字道具や絵の具セット・裁縫道具などに必要な道具等の一覧表と「必ずしも、『注文書』のものを注文する必要はなく、この一覧表にあるものが揃っていれば、知人等のお下がりや量販店等で購入したのも良いです。」という旨を保護者に知らせるべきではなかろうか。

### 3 支援室として取り組みが可能と思われる改善すべき点や研究課題

- (1) 就学援助制度等への理解が十分でないことがうかがえるので、制度を周知するための工夫を進める。(年度当初と途中で配布するチラシを作成，年度当初は配布済み 資料 6，7)
- (2) 「学校集金の取扱いに関するマニュアル」的なものを研究・作成して提示する。
  - ① 1年間を通していくら必要であるかを推計して必要額を保護者に提示する。  
年間の集金額が大きく変動しないように，しっかりとした推計をする。
  - ② 年間必要額と支払時期を考慮して，年間の集金計画を作成，保護者に提示する。
  - ③ 保護者の給料日等を配慮しつつ，年間を通して各月の一定時期に集金日を設ける。
- (3) 金融機関からの口座引き落とし等について資料を収集し，その課題を研究する。
- (4) 保護者に中学3年生までの見通しを立てて経費等の準備を促すことができるように，各学年段階で準備や購入が必要なものを一括して保護者へ提示できるよう努める。
  - ・修学旅行や宿泊学習時に各自用意し持参するものや，必要な経費（学校集金分）。  
小学校の段階から，中学校の修学旅行や宿泊学習などで各自用意するものを周知することで，先を見通した準備を促す。また，修学旅行費などの経費を，各自で積み立てるなどして準備しておくように勧めたい。(学校で集金して積み立てることも考えられるが，転出者への返金や積立金の利子の取扱いが難しいなどの課題がある。)
  - ・各学年段階において，特に購入等の準備が必要な教材や教具とその経費 など
- (5) 教員集団への働きかけ  
教材・教具や各種活動のために児童生徒に準備させるものを判断するのは，教員であるので教員集団への働きかけ方を工夫していきたい。
  - ① 教材等の選定などの年間必要額が決まる時期である年度末・年度当初の職員会議で前述の「学校集金の取扱いに関するマニュアル」的なものを示して，意識づける。
  - ② 新入学者説明会時に，今後卒業までに必要となる物品や経費について説明をさせる。  
(中学校は中学3年間，小学校は中学校までを見通した9年間が必要か。)
  - ③ 子どもの貧困や家庭の年収に対する教育費の負担率，就学援助費の実態などの情報を機会を捉えて，提供するように努める。

### まとめにかえて

貧困家庭の子どもは周りの友達との暮らしぶりに違和感を持ち惨めな気持ちを味わう。これにより「なんで自分だけが」「自分には価値がない」などネガティブな感情を抱えることになり，結果精神状態が不安定になってしまったり，自己肯定感が低くなる恐れがあるなど，相対的貧困は精神にも多大な影響を与える。

そして，自分に自信が持てないことから孤立しがちになり，その結果，将来にまでその影響が及ぶケースもあると言われている。

我々は学校事務職員として，少なくとも，学校において活動することに関しては，しんどい思いをしている子ども達をネガティブな感情においやることのないような工夫や努力が必要ではないだろうか。

「家庭の不利」を「子どもの不利」にしない，貧困の連鎖を断ち切るために！！

## 資料1

### 【市来地区教職員資料】

保護者への「学校徴収金等に関するアンケート」の集計を終えて

2016 (H28) . 12. 22

市来地区学校事務支援室

はじめに

先生方の協力を得て、本年7月に実施した保護者への「学校徴収金等に関するアンケート」の集計結果がまとまりました。5ページ以降のアンケートの集計にあるように多くの保護者の方々に回答をいただきました。集約をしていただいた担任の先生方に感謝申し上げます。

さて、アンケートの趣旨は、「**学校で取り扱っている教材費をはじめとする諸負担金等を保護者の方々がどのように考えているか?**」ということを把握してみようということでした。そして先生方と一緒に、**《保護者の思いを受け止めてみたい》**と考えてのことでした。

支援室では、この結果が来年度以降の教材費や学級費等を含めた学校でとり扱う諸会計の計画に生かされたり、保護者の意向を考慮した校内での研究資料となればと考えています。そのような思いを込めて支援室としては、まとめと少しばかりの提言をさせていただきます。

#### 1 アンケートの集計結果から

5ページ以後に、地域内の保護者の方々からお寄せいただいた回答をまとめていますので、ぜひ一つ一つお読みください。すぐには解決できない課題もありますが、校内の工夫で解決できそうな事項もあるように思います。

そして、各学校で、この集計と寄せられたご意見を検討する機会を作っていただければと考えます。その際の、参考になればと考え以下のように提起します。

(1) 設問1 ここ数年で自分たちの生活はどのように変わったと思われますか。

設問2 現在の学校徴収金（学級費、教材費等）についてどのように感じられますか。 から

回答のあった世帯のうち、4割が生活が苦しくなっている。との回答にもかかわらず、「子どもたちに必要なものであり、適当である」「負担を軽くしてほしいが、必要なものであればしかたがない」との回答が合わせて約9割となっています。支援室では、この保護者の〈思い〉をどのように受け止めたらよいだろうか?ということを議論し、今後も、「**『学校は必要なものにしか支出させていない』という保護者の信用を損なわない様にならなければならない。**」と考えています。

(2) 設問3 学校徴収金に関することで考慮してほしいと思われることは何ですか。

設問4 教材や学用品・標準服・体操服など学校で使用するもので、負担軽減のために改善してほしいこと

設問8 その他お気づきのことがあれば書いて下さい。 から

① 制服や体育服などに関する意見が多く寄せられています。

学校で検討して変更できそうな点もあれば、保護者等との協議を要するだろうと思われるものもあります。まずは学校内での検討をしてみてください。

保護者と学校職員の情報の非対称性のせいか、**保護者の求めている説明と学校からの説明にずれが生じ、保護者の疑義や不満となっているのではないかとと思われるような事項も少なくない件数が見受けられます。保護者に対して説明する際、学校側にとっては自明のことであっても、「なぜこのような指示や連絡をするのか」という事情を細かく説明することで、納得してもらえると考えられます。**

【例】1 「1年生の黄色帽子を男女分けしないで、使い回せるようにしてほしい。」「小学1年生の帽子は男女同じ物にして、”お下がり”にできるようにしてほしい。」という意見ですが、この帽子を配布する時点で、「この黄色帽子は、交通安全協会からのプレゼントです。」という旨の説明をしたらどうでしょうか。

【例】2 「制服や標準服が高すぎる」に対しては、

制服等は高い品質（学校ごとに異なるデザインの多種類を少量ずつ、しかも高い耐久性のものを作る体制や設備等が必要）を求められ、さらに、春先の短期間で多種のサイズの届けるため、国内生産が前提で、物流にも柔軟性が必要なので、手間が掛かりコスト高になるようです。

※ [参考資料1] 参照

- ② 「習字道具や絵の具セットなど学校から配られる注文書の中身が年々グレードアップし、金額も高価になっている。」や「おさがりを使用しているが、他の長子の子は、注文書で頼んだ物を使用しているので、年々グレードアップしていくと、かわいそうです。」という意見もありました。

**業者の各種の注文書（実態はパンフレットですね）について、その内容を一度全職員で検討してみようかどうか。**“中身が必要以上のものではないか、バッグは華美でないか。”とか購入先は外にはないかなど、お互いに知恵を出し合ってより良い方向へ進めるのではないかと考えられます。

そして、**業者からの「注文書」を配布する際に、習字道具や絵の具セット・裁縫道具などに必要な道具等の一覧表と「必ずしも、『注文書』のものを注文する必要はなく、この一覧表にあるものが揃っていれば、知人等のお下がりや量販店等で購入したものでも良いです。」という旨を記載した文書を配布して、周知したらどうでしょうか。**

これ以外にも多くの意見が寄せられています。6ページ以降に掲載してありますので、ぜひ目を通してください。そして、改善すべき時だと思われる事項や各学校で生かしていきたいと思われる事項を見つけ出し、検討して、せっかく寄せられた保護者の意見が活かされる様にしてください。

支援室としては、意見の多かった学校集金に関して論議し、次のようなことを決めました。

※ 支援室として取り組みが可能と思われる改善すべき点や研究課題

- ① 1年間を通していくら必要であるかを推計して必要額を保護者に提示する。
- ② 年間必要額と支払時期を考慮して、年間の集金計画を作成、保護者に提示する。  
この際、年間の集金額が大きく変動しないように配慮する。
- ③ 保護者の給料日等を配慮しつつ、年間を通して各月の一定時期に集金日を設ける。
- ④ 金融機関からの口座引き落とし等について、その課題を研究する。

その改善に向けて、「学校集金の取扱いに関するマニュアル」的なものを研究・作成して先生方に提示することと、学校集金の金融機関からの口座引き落としに関する資料収集を支援室として来年度以降取り組んでいこうと考えています。

- (3) 設問5 就学援助制度を御存知ですか。 設問6 就学援助制度を利用したいですか。  
設問7 上記の6で、「ウ」に○をされた方へ 利用しにくい面とはどのようなことですか。 から

就学援助制度を知らなかったという回答が約1割あり、「よく見ないので分からないけど、後で返済するとか、条件に該当しないかと思うとあきらめて、良く読んでもいない。」や、「就学援助を利用するために近所の民生員の方が事情を聞きに来るので色々な面で話しづらいし、あまり、話しをしたくないです。

(近所の方なので)」という回答もあります。

制度等への理解が十分でないことがうかがえますので、支援室として、就学援助制度を周知するための工夫をしていきたいと考えています。

## 2 まとめ

### 「あったら便利」から「なくては困る」へ

アンケートに「負担が軽減されることが一番望ましいが、子供達の教育に必要なものであれば、しかたがない。」という回答があります。来年度の教材選定の作業の際に、この教材はどうしても必要なのか、どうかを含めて検討を行っていただければと思います。確かに「ない」よりも「あったら便利」です。しかし授業を進めるにあたって、負担する保護者の方々の身になって「なくては困る」という視点で検討を行っていただけるようにお願いします。

資料 1-2

～教育現場で、子どもたちを目の前にして～ <貧しい>について実感できますか？

(先生が)「明日500円持ってきなさい」と言った時に・・・

※ 明日1,000円とか500円を持たすことができない悔しさを理解できるでしょうか？小さなお金のない悔しさが分かるでしょうか？

【過去にあった出来事から】

スポーツ振興センター(当時は別名称)掛金の保護者負担分370円。就学援助家庭で免除になっていたのだが、間違っ

て持ってきた370円は、1円、5円、10円ばかりの小銭が入った重たい封筒だった。保護者がわが子に持たせるために家中の小銭を集め、1枚1枚数えて用意してくれたのだらう。封筒の重さにその保護者の思いが込められているように思う。

それから、この掛金を他の教材等の集金と一緒に集金するようにした。就学援助家庭には、集金袋に掛金分を減額した実際の集金額を知らせる文書を入れ、また、他の子に分からないようにするためにどの子も小銭となるような金額とした。中学生以下の医療費は無償であることから、就学援助世帯への医療券の配布が止められたことがあった。その結果、就学援助世帯の受診率が下がった。後もって返ってくるとしても、受診時の医療機関への負担がきつかったからと考えられる。

～みんなで保護者の負担を適正に～

私たちはこのことを通して、先生方と「あったら便利」という視点から、「なくては困る」という視点で教材の精選を行っていきたくて考えています。

各学校での教材の精選などが、しんどい思いをしている子どものことを念頭においたものがベースとなって構成されることになれば、このアンケートを実施した意義となるのではないかと思います。

**「家庭の不利」を「子どもの不利」にしない、貧困の連鎖を断ち切るために！！**

### 3 参考資料

【参考資料1】 制服と価格について

“朝日新聞デジタル 中学校の制服、価格どう決まる 業者側「実態を知って」2016年10月10日”から日本と英国の制服の流過程に詳しい小宮一高・香川大教授(商学)に、制服の価格形成の背景を聞きました。

日本の学生服の品質は、高い水準を求められます。学校ごとに違うデザインが多いので、多種類を少量ずつ作る体制と、そのための設備投資が必要です。また、ほぼ毎日着るので高い耐久性も必要です。

入学が決まってからの短期間で、様々なサイズの学生服を届けるため、国内生産が前提ですし、柔軟な物流体制も必要です。その分多くの手間がかかり、コストが増え、一定以上の価格となると考えられます。

もちろん、すべての消費者がこの水準を求めているわけではないと思います。しかし値下げは、満たされている水準のどこかを犠牲にして実現するしかなく、その結果クレームが起きやすくなります。こうしたリスクを考えると、メーカーや学校側は値下げする方向に動きづらいでしょう。また、大手小売業者から買う方が消費者には便利、と必ずしも言えず、購入者の数に限りがあるため、大手小売業者による価格競争も起こりにくいでしょう。

一方、学生服が安価な英国では、学校ごとに独自の服を作る動きは日本ほど強くなく、一定のデザインに沿っていればよいという緩やかさが特徴です。また、販売者を学校ごとに限定していない場合も多い。こうした状況から、大量生産が可能となり、多くの業者が参入しています。

業界を主導しているのは大手小売業者で、業者が扱う学生服以外の衣料品と同じく、多くが国外で生産されます。学生服に日本並みの耐久性は求められず、在学中に複数回買い直すことになります。

以上のように、日本と英国では、学校や消費者の学生服に対する考え方やビジネスの仕組みまで、全く異なっています。確かに英国の方が安価ですが、日本の方が幅広いニーズに細かく対応しています。どちらがよいか判断するのは、学校や消費者者でしょう。仮に日本で低価格化の要望が高まっているとすれば、そのニーズを吸い上げたビジネスが、今後生まれるのではないのでしょうか。

(上記は、朝日新聞デジタルのフォーラム「中学校の制服、どう思う？」の1部です。制服に対する保護者や一般の方の思い、業者の事情、学校の取り組みなどが記載されています。よろしければ閲覧してください。)

【参考資料2】 深刻化する子どもの貧困

**子どもの貧困(こどものひんこん)**とは、その国の貧困線(等価可処分所得の中央値の50%)以下の所得で暮らす相対的貧困の17歳以下の子どもの存在及び生活状況を言う。【wikipediaから】

**具体的には、国民の所得の中央値(244万円)の半分(122万円)を下回っている世帯にいる子ども**です。

(1) 子どもの貧困の格差 朝日新聞デジタル2016年4月14日の記事から

**最貧困層の子どもは、標準的な子どもと比べてどれぐらい厳しい状況にあるのか。その格差を分析したところ、日本は先進41カ国中34位で、悪い方から8番目だった。**

資料 1-3

子どものいる世帯の所得分布（推計値）をもとに、下から10%目の最貧困層と真ん中の標準的な子どもとの所得格差が大きいほど、貧困の深刻度が高いとして、格差の小さい順に、欧州連合（EU）または経済協力開発機構（OECD）に加盟する先進41カ国を順位付けした。

上位の北欧諸国では、最貧困層の子どもの所得は、標準的な子どもの6割ほどだった。日本では最貧困層の子どもは、標準的な子どもの4割に満たない。

国連児童基金（ユニセフ）が報告書をまとめ、14日発表する。

(2) 子どもの相対的貧困率 平成26年版 子ども・若者白書（全体版）第3節 子どもの貧困から **子どもの相対的貧困率は上昇傾向。大人1人で子どもを養育している家庭が特に経済的に困窮している。就学援助を受けている小学生・中学生の割合も上昇続く。**

子どもの相対的貧困率は1990年代半ば頃からおおむね上昇傾向にあり、平成21（2009）年には15.7%となっている。子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は14.6%であり、そのうち、大人が1人の世帯の相対的貧困率が50.8%と、大人が2人以上いる世帯に比べて非常に高い水準となっている。

(3) 年収別の教育費の負担率 日本政策金融公庫の「教育費負担の実態調査結果」（平成27年度）から

① **年収400万円未満の世帯では、年収の約1/3を教育費が占める**

○平均世帯年収は、834.4万円となり、前年調査（821.6万円）と比べ12.8万円増加

○世帯年収に占める在学費用の割合は、平均17.8%となり、前年調査（17.4%）と比べ0.4ポイント増加

○年収が低いほど在学費用の負担は重くなり、「200万円以上400万円未満」世帯の平均負担割合は36.8%と、年収の約1/3を教育費が占める。

※ 在学費用…平成27年4月から平成28年3月までの1年間に、小学校以上の学校に在学中の子供にかかる費用の見込み額のこと

② **教育費の捻出方法（何らかの対応をしている世帯）は、「教育費以外の支出を削っている（節約）」が29.9%と最も多く、以下「預貯金や保険などを取り崩している」（27.9%）、「奨学金を受けている」（22.0%）と続く。**

年収200万円以上400万円未満世帯は、「食費（外食費を除く）」（49.6%）、「外食費」（64.3%）、「衣類の購入費」（61.5%）を節約していると回答した割合が、他の年収層と比較して最も大きくなっている。

年収「200万円以上400万円未満」の世帯では、年収に占める教育費の負担が生活に重くのしかかり、保護者は生活を切りつめて教育費を捻出している様子が見えがえす。

(4) 就学援助費の実態 平成26年版 子ども・若者白書（全体版）第3節 子どもの貧困から

経済的理由により就学困難と認められ就学援助を受けている小学生・中学生は平成24（2012）年には約155万人で、平成7（1995）年度の調査開始以降初めて減少したが、その主な原因は子どもの数全体の減少によるものである。**就学援助率は、この10年間で上昇を続けており、平成24（2012）年度には過去最高の15.64%となっている。**

(5) 貧困の連鎖 2007年の大阪府堺市健康福祉局の調査から

（「貧困の世代間継承」が生まれていることが如実に）

**\* 生活保護世帯の25.1%が、自ら育った家庭も生活保護世帯**

**（2世代続けて保護を受ける率が母子世帯で、40.6%）**

**\* 生活保護を受けている世帯主のうち72.6%の学歴が中卒か高校中退**

「絶対的貧困」と「相対的貧困」

（子どもと若者の成長を支えるウェブマガジン！ひみつ基地 2013年12月号 vol.10 から）

貧困には二種類の定義があります。一つは「絶対的貧困」。これは、生命を維持するために最低限必要な衣食住が満ち足りていない状態のことを指します。例えば、途上国で飢餓で苦しんでいる子どもや、ストリートチルドレン等はこれにあたるといえます。

もう一つの定義は、「相対的貧困」。これは、その地域や社会において「普通」とされる生活を享受することができない状態のことを言います。この場合、「貧困」であるか否かは、その人が生きている社会の「普通の生活」との比較によって相対的に判断されます。「貧困」の基準が、その人が生きている国、地域、時代等によって、変化することが「絶対的貧困」との一番の違いです。

資料 1-4

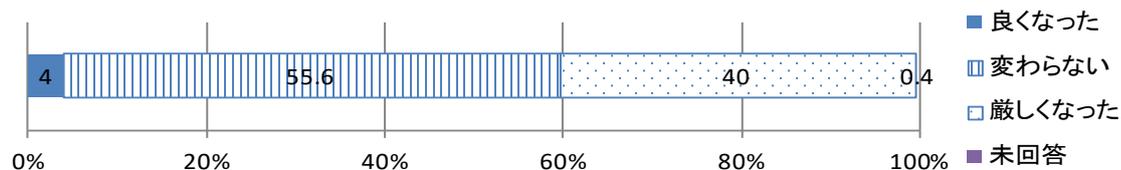
「学校徴収金等に関するアンケート」集計結果

市来地区学校事務支援室

回収総数 225 件

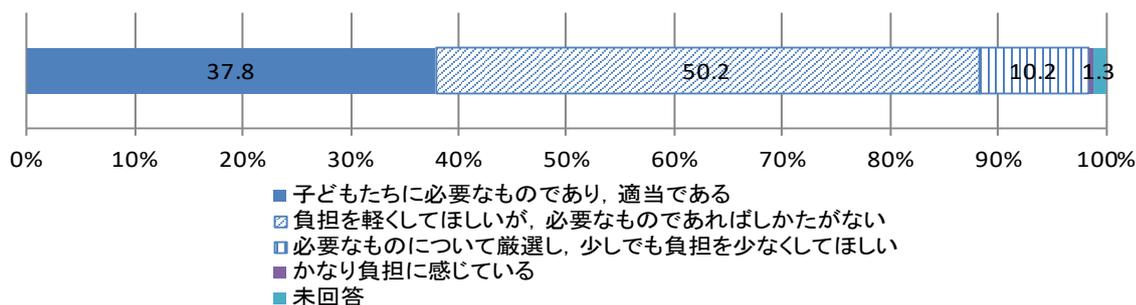
1 ここ数年で自分たちの生活はどのように変わったと思われますか。

ア 良くなった	9	4.0 %
イ 変わらない	125	55.6 %
ウ 厳しくなった	90	40.0 %
未回答	1	0.4 %



2 現在の学校徴収金(学級費, 教材費等)についてどのように感じられますか。

ア 子どもたちに必要なものであり, 適当である	85	37.8 %
イ 負担を軽くしてほしいが, 必要なものであればしかたがない	113	50.2 %
ウ 必要なものについて厳選し, 少しでも負担を少なくしてほしい	23	10.2 %
エ かなり負担に感じている	1	0.4 %
未回答	3	1.3 %



5 就学援助制度を御存知ですか。

ア 知っている	200	88.9 %
イ 知らなかった	23	10.2 %
未回答	2	0.9 %

6 就学援助制度を利用したいですか。

ア 条件を満たせば利用したい	72	32.0 %
イ 条件に該当しない	125	55.6 %
ウ 利用しにくい面がある	6	2.7 %
未回答	22	9.8 %

7 上記の6で、「ウ」に○をされた方へ 利用しにくい面とはどのようなことですか

よく見ないので分からないけど, 後で返済するとか, 条件に該当しないとか思うとあきらめて, 良く読んでもない。



- けんぱんハーマーモニカ、リコーダー等を兄弟で使い回せるようにしてほしい。
  - 今は2年生が長子で在学は1人ですが、3歳~1歳の子たちが入学してきたら、けんぱんハーマーモニカや絵の具セットなど高価なモノの使い回しができればと思います。
  - 青いハチ(プランター)は、兄弟1つ1つあり、使い回せるようにしてほしい。
  - どんな物を、どの学年まで使用するのか(算数ランドや粘土板、ピアニカなど)分らない為、実際は殆ど使用していない為、使い回せる物もあると思う。知らせて貰わないと分からず無駄と負担が増えるだけ。
  - 長子の時は、分らないので、現状を教えてください。(私達)家族は転校してきたので、そういう時も説明して下さるとありがたいです。
  - 兄弟で使い回せるようにしてほしい。(教材、学用品、体操服など) (3)
  - 制服以外は男女使えるようにしてほしい。
  - たとえば教鞭道具など、現在は自分の好きなデザインのものを選べるようですが、皆同じものにしたら兄弟間でも使い回せるのになと思います。
  - ピアニカなど使用する期間が短いものは学校が購入して児童に貸し出して下さるような形をとれないでしょうか？
  - がぼんやそろばんは短期間しか使用しないので、学校で貸し出して、できないのかなあと思いました。
  - 1年生の黄色帽子を男女分けしないで、使い回せるようにしてほしい。
  - 小学1年生の帽子は男女同じ物にして、お下がりができるようにしてほしい。
  - 習字道具や絵の具セットなど学校から配られる注文書の中身が年々グレードアップし、金額も高価になっている。
  - 未っ子の我が子は、おさがりを使用しているが、他の長子の子は、注文書で頼んだ物を使用しているの、年々グレードアップしていくと、かわいそうです。
  - 算数セット
  - 中学校の体操服が男女兼用に今年から変更された点は、とても良かったと思います。(洗たくも乾きやすいです。)おさがりもできるの、たすかります。
  - 体育館シューズがすぐ小さくなる、頻繁に買い換えなくてはならない。(安全面上あまり大きいサイズをはかせないため) 少年団(シムレーやバスマント)のシューズ使用を承諾してほしい。
  - 図書バッグ等、必要なか。
  - 図書バッグは、買う必要ないかなと思った。家にある物で。
  - 標準服や体操服など高すぎる。
  - 標準服の金額が適正なのか。また、同じような形ならメーカーはどこでもよいのではないかな。
  - 学校で使用する物は価格が高いが、3年間使用するとそうなのかな...と思うが、上の子たちの頃と比べて質が落ちていくのか傷みが早い。ような気がする。
  - 規則が...と言われるとわかるのですが、宿泊学習の時もわざわざTシャツ(派手でないもの)を購入しました。結局お金がかわりやす。もう少し融通をきかせてもらいたい。
  - 教材費は義務教育として市や国から負担していただきたい。
- 8 その他お気づきのことがあれば書いて下さい。**
- 給食費も負担に感じていきます。学校給食費が無償化になって、ゆくゆくは公教育全体が無償化になったらいいなあと思っています。
  - 給食費の引き落としをゆうちょや郵便でも可能にしてもらいたい。毎月、出向くのも忘れがちになってしまうので...
  - リコーダーやピアニカ、制服など、卒業時に回収してもらおうと、その後使う予定のない家庭にとっても助かるし、使いたい方はもつと気軽に利用できたり、負担の軽減につながるのでは。
  - 修学旅行のお金は、一括ではなく、積立できなのかな。5年生の9月から2000円ずつとか。6年の5月に万単位で支払うのは厳しい方もあるのでは。
  - 子どもの貧困が県内だったか？全国だったか、4人に1人居るそうです。積極的に就学援助制度を利用して、これからの進学に不安がないことを願います。
  - 就学援助を利用するために近所の民生員の方が事情を聞きに来るので色々な面で話しづらしい、あまり、話しをたくないです。(近所の方なので)

- 中学の修学旅行の規定がきびしすぎますが、電器がついたままの空き教室が見られます。使用していない時は、消してほしいです。
- 学校で使用している用品も古すぎませんか？先生方が使用している学校の備品(パソコンやその他子供達に使用している学校の備品も)をもう少し新しく、
- 最先端の物もいまき串木野市は用意して下さってほしいです。あまりにもかわいそうです。
- 先生方や保護者が、優しいので助かる。が、PTAの係を軽くしてほしい。個人的な意見ですみません...

資料 2

市来地区学校事務共同実施協議会資料

平成28年4月13日

市来地区学校事務支援室  
室長 新原 仁

市来地区学校事務支援室では、これまで市内の各小中学校から情報提供を得て、教材費や校外学習に関する経費及びPTA会計など保護者の負担による経費について集計・分析を行い、公費負担と保護者負担の適正なあり方について研究・研修を進めてきました。

また、市内の各学校での保護者負担のあり方についての協議の資料の一つとして活用されるよう市事務職員研修会で市内の各学校へもその成果をお知らせしてきました。

本年度は学校集金に関して保護者アンケートを実施し、保護者の意向やその思いを知り、その上にたった保護者負担のあり方について研究・研修をしたいと考えています。

1 保護者アンケートの実施の趣旨

これまで公費負担と保護者負担の適正なあり方について研究・研修を進め、各学校へその結果を提供することで、市来地区だけでなく市内の各学校で保護者の負担軽減やそれに関する論議に資することができたと考えられます。

「保護者負担軽減の実現や論議はなされてきたが、これは学校側の都合や意向、特に私たち事務職員の側からの一方的な思いが強くなかったのだろうか。」という昨年度の活動の反省から、まず経費を負担してもらった保護者の意向がどのようであるかを知り、その思いを受け止め、その上にたった保護者負担のあり方によりくむために、学校集金に関する保護者アンケートを実施したいと考えています。

2 保護者アンケートの実施の進め方

(1) 平成28年度第1回学校事務共同実施協議会において、3校の校長先生方に学校集金に関する保護者アンケートの実施の可否についての判断を仰ぐ。

(2) 第3回以降の支援室において、アンケートの質問内容や文言等に協議して支援室案を作成する。併行して集計方法等についても協議を進める。

(3) アンケートの支援室案を共同実施協議会長である市来中学校の校長先生にお示しして、3校の校長先生方のご意見をもらいアンケートの成案を得る。

(4) 各学校で職員会議等において、アンケート実施の趣旨や回収方法等について説明し、職員の理解を得る。

(5) 学校ごとにアンケートを回収し、集計する。その後3校分の集計を合算して結果を得る。

(6) (5)で得られた結果を分析し、その成果を各学校へ知らせる保護者負担の軽減やそれに向けた校内での検討・協議の資料として活用してもらおう。

資料 3

保護者 各位

平成28年7月4日

いちき串木野市立市来中学校長  
いちき串木野市立市来小学校長  
いちき串木野市立川上小学校長  
市来地区学校事務支援室

学校徴収金等に関するアンケートについて

保護者の皆様には、日頃から学校活動に御理解・御協力をいただきありがとうございます。

これまで学校としては、保護者の方々の負担等の適正なあり方について様々な取り組みをまいりました。今回、各御家庭の実情等を把握し、学校内での改善のための参考資料として活用したいと思っております。下記のアンケートにお答えいただけますようよろしくお願いいたします。

なお、この文書は末子に配布してありますので、市来小学校・川上小学校に在籍する弟や妹がいる中学生には配布しておりません。

記

◎ 回答は、該当項目に○、あるいは御意見を御記入ください。

1 ここ数年で自分たちの生活はどのように変わつたと思われますか。

ア 良くなった    イ 変わらない    ウ 厳しくなった

2 現在の学校徴収金(学級費、教材費等)についてどのように感じられますか。

ア 子どもたちに必要なものであり、適当である

イ 負担を軽くしてほしいが、必要なものであればかたがたがない

ウ 必要なものについて厳選し、少しでも負担を少なくしてほしい

エ かなり負担に感じている

3 学校徴収金に関することで考慮してほしいと思われることは何ですか。(例)負担の軽減、徴収の方法など

4 教材や学用品・標準服・体操服など学校で使用するもので、負担軽減のために改善してほしいことがあれば御記入ください。(例)○を兄弟で使い回せるようにしてほしい。

5 就学援助制度を御存知ですか。

ア 知っている    イ 知らなかった

6 就学援助制度を利用したいですか。

ア 条件を満たせば利用したい    イ 条件に該当しない    ウ 利用しにくい面がある

7 上記の6で、「ウ」に○をされた方へ 利用しにくい面とはどのようなことですか

( )

8 その他お気づきのことがあれば御記入ください。

※ このアンケートは、7月15日(金)までに、各学級担任にお返しください。

資料 4

平成28年6月24日

各位

市来地区学校事務支援室

アンケート調査実施にあたってのお願い

「学校事務を共同で行うことでより一層の事務の適正化や効率化を進め、学校運営への積極的な支援」を図るための「学校事務の共同実施」が、本市でも平成22年10月に制度化され、学校事務支援室が設置されました。

市来地区学校事務支援室では、平成24年度から「学校における経費の負担のあり方」について、支援室の業務の1つとして位置づけ、市内の各学校の協力をえて、経費負担の実情を調査し、その結果に考察を加えて各学校へお返しすることで、経費の必要性を考えたり、保護者の経済的負担を軽減する方向性を探ったりすることの一助となるような取り組みをしてきました。下記【参考】を参照。

今年度は、経費を負担している保護者の実情や思いを知り、それを考慮した経費負担等のあり方を研究したいと考え、裏面のようなアンケート調査を実施することにしました。

つきましては、この調査につきまして下記のようにご協力くださるようお願いいたします。

記

- 1 アンケートの回収について
  - (1) 事務室への回付日 平成28年7月15日(金)
  - (2) アンケートの回収方法 ・ 学級ごとに配布した封筒に回収する
    - ・ 回収後、封筒ごと事務室へ回付する

※ 保護者の意向が反映されたアンケート結果となるように、週報等でアンケート提出の呼びかけをお願いします。

- 2 アンケートの結果報告について  
各学校ごとに事務室で集計し、それを支援室で集約します。  
支援室において、集約したデータを分析し、考察を加えて報告する予定です。  
2学期中には報告したいと考えております。

【参考】

- 平成24年度 使用する補助教材と補助教材等の徴収金について
- 平成25年度 補助教材等について
- 平成26年度 PTA会計と修学旅行経費について
- 平成27年度 PTA一般会計・特別会計、体育文化後援会計及び学校教育活動の経費負担のある会計について

資料 5

集計の方法等について

- 1 合計用の数式をいれたExcelデータ(下記の表)を作成 → 2 各学校ごとにデータを入力
- 3 入力済みデータを集約者(川上小)へメール送信 → 4 川上小でこれらのデータを用いて集計表を作成

【選択肢欄のデータ】

1 二〇数年で自分たちの生活はどのように変わったと思われるか。

- ア 良くなった
- イ 変わらない
- ウ 悪くなった
- 未回答

	1-1 1-2		6-1 6-2		学校計
	計	計	計	計	
ア	0	0	0	0	0
イ	0	0	0	0	0
ウ	0	0	0	0	0
未回答	0	0	0	0	0

2 現在の学校徴収金(学級費、教材費等)についてどのように感じられますか。

- ア 子どもたちに必要なものであり、適当である
- イ 負担を軽くしてほしいが、必要なものであればしかたがない
- ウ 必要なものについて厳選し、少しでも負担を少なくしてほしい
- エ かなり負担に感じている
- 未回答

	1-1 1-2		6-1 6-2		学校計
	計	計	計	計	
ア	0	0	0	0	0
イ	0	0	0	0	0
ウ	0	0	0	0	0
エ	0	0	0	0	0
未回答	0	0	0	0	0

5 就学援助費制度をご存知ですか。

- ア 知っている
- イ 知らなかった
- 未回答

	1-1 1-2		6-1 6-2		学校計
	計	計	計	計	
ア	0	0	0	0	0
イ	0	0	0	0	0
未回答	0	0	0	0	0

6 就学援助費制度を利用したいですか。

- ア 条件を満たせば利用したい
- イ 条件に該当しない
- ウ 利用しにくい面がある
- 未回答

	1-1 1-2		6-1 6-2		学校計
	計	計	計	計	
ア	0	0	0	0	0
イ	0	0	0	0	0
ウ	0	0	0	0	0
未回答	0	0	0	0	0

【記述欄のデータ】

3 学校に、徴収金関係で考慮してほしいと思われることは何ですか。

- 1
- 2
- 3
- 4 教材の学用品、標準服、体操服など学校で使用するもので、負担軽減のために改善してほしいことがあれば書いて下さい。
- 1
- 2
- 7 その他お気づきのことがあれば書いて下さい。

## 就学援助とは・・・

市来地区学校事務支援室

小・中学校に通うお子さんが安心して勉強できるように、お子さんの小・中学校で必要な費用（学用品費・給食費など）を支払うことがたいへんなご家庭に対して、その費用の一部を援助する制度です。

また、職を失ったり病気などにより、家庭の収入が大きく減ったりして生活が苦しくなったご家庭については、**学年の途中であっても申請できます。**

## 給付されるのは・・・

学用品費等・新入学用品費・修学旅行費・校外活動費（遠足や見学の交通費）  
学校給食費（8割程度）など

## どこに連絡すれば・・・

お子さんの通っている学校の事務室や担任の先生に連絡してください。

- ① 就学援助の申請に必要な書類等を記入していただきます。
  - ② ①の書類をもとに、学校で必要な手続きをして、市教育委員会へ申請します。
- ※ 就学援助の決定は、家庭の所得や状況などをもとに、市教育委員会が行います。

## ☆ご理解ください

※ 新たに就学援助の申請があった時には、学校からお住まいの地区の民生委員さんに連絡して、ご家庭を訪ねてもらい状況を確認していただきます。

申請された家庭にとってもより良い支援が受けられるように、就学援助のほかの生活の支援や子育て支援についても検討するためです。

就学援助制度は、子ども達が安心して学校で勉強し、社会人として立派に成長し社会の役に立つ人に育つためのものです。奨学金制度と違ってお金を返す必要はありません。

注）返さなくてもよい奨学金もあります。

社会人となった時に、困っている子ども達を支えてあげてくれれば良いのです。

## 就学援助は学年の途中でも申請できます！！

市来地区学校事務支援室

職を失ったり病気などにより、家庭の収入が大きく減ったりして生活が苦しくなったときには、いつでもお子さんの通っている学校の事務室や担任の先生に連絡してください。

## 就学援助制度とは・・・

小・中学校に通うお子さんが安心して勉強できるように、お子さんの小・中学校で必要な費用（学用品費・給食費など）を支払うことがたいへんなご家庭に対して、その費用の一部を援助する制度です。

## 給付されるのは・・・

学用品費等・新入学用品費・修学旅行費・校外活動費（遠足や見学の交通費）  
学校給食費（8割程度）など

## どのようにすれば・・・

お子さんの通っている学校の事務室や担任の先生に連絡してください。

- ① 就学援助の申請に必要な書類等を記入していただきます。
  - ② ①の書類をもとに、学校で必要な手続きをして、市教育委員会へ申請します。
- ※ 就学援助の決定は、家庭の所得や状況などをもとに、市教育委員会が行います。

## ☆ご理解ください

新たな就学援助の申請があった時には、学校からお住まいの地区の民生委員さんに連絡して、ご家庭を訪ねてもらい状況を確認していただきます。

就学援助のほかにもある生活の支援や子育て支援についても検討して、申請されたご家庭にとってもより良い支援が受けられるようにするためです。

就学援助制度は、子ども達が安心して学校で勉強し、社会人として立派に成長し社会の役に立つ人に育つためのものです。あとお金を返すようことはありません。

社会人となった時に、困っている子ども達を支えてあげてくれれば良いのです。